



H30. 2. 2. No1369
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

1. 3年ぶりに補填発動

—漁業経営セーフティーネット構築事業—

一社) 漁業経営安定化推進協会は、セーフティーネット構築事業の平成29年度第3四半期(燃油)について、平成26年度第2四半期以来3年ぶりとなる補填発動を決定しました。

漁業経営セーフティーネット構築事業の燃油については、平成26年夏以降原油価格が下落を続けたことから、価格差補填の発動要件(7中5平均原油価格の超過)を満たさない状況が続き、平成27年度第4四半期からは急騰対策補填として新たな発動要件(7中5平均価格の85%を超過かつ直前あるいは前年同四半期の120%を超過)を加え運用されていましたが、本年度第2四半期まではいずれの要件も満たすことが無く、発動されていませんでした。

平成29年度第3四半期(10~12月)は、平均原油価格42,150.00円/kℓで、価格差補填の発動要件である(7中5平均価格49,422.00円/kℓ)は超過していませんが、急騰対策補填の要件である(7中5平均原油価格×0.85=42,008.70円/kℓ)と(前年同期の原油価格33,283.33円×1.2=39,940.00円/kℓ)をいずれも超過し、要件を満たしたことから、補填単価4,430円/kℓが確定、補填が発動されることとなりました。

今後も不安定な価格動向は続くものと思われ、補填発動の有無については、不透明ですが、本事業は、燃料価格高騰時、漁業者の経費負担軽減に大いに寄与するものであり、現在未加入の方々にもいざという時に備え加入をお願いします。

2. 通常総会・研修会を開催

—県漁協青壮年部連合会—

県漁協青壮年部連合会は、1月26日静岡市(あざれあ)において第57回通常総会を開催しました。

総会には、青壮年部員等約40名が出席、大沼健一会長の挨拶の後、来賓として県水産振興課 高瀬課長並びに本会 田中専務から挨拶が述べられました。引き続き静岡漁協青壮年部の綾部通雄氏を議長に選任し、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、平成30年度会費の徴収時期、徴収方法について審議され、提出された議案は全て原案どおり可決承認されました。

また、任期満了に伴う役員を選任が行われ、会長には、岩瀬清敏氏(伊豆漁協 稲取支所)が選任されました。

総会終了後に開催された平成30年度県漁協青壮年部研修会では、静岡県水産技術研究所 資源海洋課 上席研究員 小林憲一氏が、「漁船漁業のICT化」と題し、講演を行いました。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

3. 指導漁業士5名を認定

—平成29年度 県漁業士認定式—

静岡県は、1月18日 県庁において、県知事や水産業団体関係者の代表者出席の中、平成29年度県漁業士認定式を執り行いました。

指導漁業士の認定は、県が、地域における漁業の推進や後継者の育成など指導的役割を担っている方を認定するもので、昭和61年に創設され、平成28年度までに指導漁業士127名、青年漁業士124名が認定されています。本年度認定された漁業士は、指導漁業士5人、青年漁業士2人の計7人、認定式では、川勝県知事から、新たに認定を受けた指導漁業士や青年漁業士らに活躍を期待する激励の言葉が述べられ、各代表に認定証書が授与されました。

本年度、漁業士の認定を受けたのは、次の方々です。

<指導漁業士>▽上原晃氏(いとう漁協所属 一本釣り)▽仁藤伸次氏(焼津漁協所属 しらす船曳網)▽小原良則氏(南駿河湾漁協所属 一本釣り)▽福世速己氏(南駿河湾漁協所属 しらす船曳網)▽内野輝隆氏(遠州漁協所属 しらす船曳網)

<青年漁業士>▽望月敏氏(田子の浦漁協所属 しらす船曳網)▽塚田貴政氏(焼津漁協所属 一本釣り・刺網・かご漁業)

4. 小型漁船の救命胴衣着用を義務化(平成30年2月1日から)

—国土交通省—

国土交通省は、海中転落による事故死や行方不明者の発生を防止するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を一部改正し、従来は、一人で漁をする人や12歳未満の子供、特殊小型船舶(水上バイク)の乗船者に限って義務付けられていた救命胴衣(ライフジャケット)の着用を、平成30年2月1日から小型船舶の船室外の甲板上において、原則、全ての乗船者に救命胴衣(国交省の安全基準を満たした“桜マーク”入り)の着用を義務付けました。平成34年2月1日以降は、違反した船長に違反点数が課せられ、再教育講習を受講することとなり、累積5点以上になった場合は免許停止処分となります。

水難事故は命に関わる重大な事故につながる可能性が高いことから、国交省や水産庁はじめ各関係団体は、これまでも救命胴衣の着用を呼び掛けてきましたが、着用率は3割程度に留まっているのが現状です。

国交省海事局によれば平成19~28年、全国の海中転落者生存率は、救命胴衣着用時60%に対し非着用時では27%となっており、着用すれば海中転落時の生存率は、約2倍に高まります。船長は、乗船者の身の安全を守るため、自身の着用はもとより、全ての乗船者に着用を指示するとともに着用前の点検を徹底してください。

本紙は、県内の漁業振興を目的に(公財)静岡県漁業振興基金の協力により発行する定期刊行物です。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう